

令和5年度 事業点検実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、長野県事業点検制度要綱（平成25年4月1日制定）第3の規定により、令和5年度に実施する事業点検に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業点検の基本的事項

1 点検の対象

点検の対象は、原則として下記を除くすべての事業とする。

- (1) 職員（教員、警察官も含む）の給与費
- (2) 基本的な財政調整に関する経費（公債費の元利償還・利払いの償還金、予備費など）
- (3) 一般会計から特別会計、企業会計等への繰出金
- (4) 新規貸付・融資は終了したものの、過年度分に係る預託あるいは利子補給分のみ負担しているもの
- (5) 直轄事業負担金、災害復旧事業、受託事業
- (6) 内部管理経費のみの事業
- (7) 法令の規定に基づく県の裁量の余地のない事業
- (8) その他事業成果を測定することが適当でない事業

ただし、上記除外事業であっても、各部局の施策体系に位置付けられた事業のうち、重点的に取り組んだ事業は対象とする。

2 点検の主体

点検の主体は県とする。

3 点検の時点

令和4年度の実績を踏まえて点検を実施する。

4 点検の観点

令和4年度の事業について、現状と課題及び事業目的を明確にした上で、取組実績や成果指標の達成状況に関する要因分析に加え、県民や事業者等からの改善要望等の意見も踏まえて、事業の課題や改善方策について取りまとめる。

事業点検の結果は、事業の見直し、新たな事業の企画立案等に活用する。

第3 事業点検の実施方法

1 事業改善シート（点検）の作成

事業担当課室は、第2の1に該当する事業について「事業改善シート（点検）」を作成する。

各部局主管課（総務部にあっては各課）は、部局内の課室のシートを取りまとめて政策評価室に提出する。

2 事業改善シート（点検）の調整・確定

政策評価室は、提出された「事業改善シート（点検）」の記載内容を確認し、担当部局との調整を行った上で、点検結果を確定させる。

第4 学識経験者等の知見の活用

政策評価室は、評価の客観性の向上を図るため、必要に応じて学識経験者等から意見を聴取することができる。

第5 結果の公表

政策評価室は、事業点検の結果について、県ホームページへの掲載、行政情報センターへの備え付け等により公表する。

公表後の県民からの意見等については、原則として、事業点検制度及び点検結果全般に関することは政策評価室が、個別の点検結果に関することは事業担当部局が対応する。この場合において、事業担当部局は、対応の概要について政策評価室に報告するものとする。

第6 梯則

この要領に規定するもののほか、事業点検の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第7 施行期日

この要領は、令和5年4月1日から施行する。